

(別紙第2)

勸 告

本委員会は、職員の給与について、報告において述べた事柄に十分留意して、次の措置をとられるよう勧告します。

1 本年の給与改定について

平成29年4月の職員の給与と民間従業員の給与の較差を解消するため、次の措置をとること。

(1) 給料表

ア 職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）（以下「給与条例」という。）に規定する給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）に規定する給料表を別記第2のとおり改定すること。

ウ 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）に規定する給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 平成29年度の支給月数

(ア) 給与条例の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、年間に支給される勤勉手当の支給月数を1.8月（再任用職員にあっては、0.85月）とすること。

(イ) 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、年間に支給される勤勉手当の支給月数を2.2月（再任用職員にあっては、

1.05月) とすること。

(7) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、年間に支給される期末手当の支給月数を3.3月とすること。

(8) (7)から(7)までの支給月数の改定にあつては、年間で引き上げる支給月数の6月期及び12月期への配分は、任命権者の定めるところによること。

イ 平成30年6月期以降の支給月数

(7) 給与条例の適用を受ける職員(特定幹部職員を除く。)については、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.9月(再任用職員にあつては、それぞれ0.425月) とすること。

(8) 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.1月(再任用職員にあつては、それぞれ0.525月) とすること。

(9) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.65月とすること。

2 給与制度の総合的見直しについて

地域手当の支給割合を100分の11.9とすること。

3 改定の実施時期

上記1(1)の措置は平成29年4月1日から、1(2)アの措置は同(8)により任命権者が定める配分に応じた日から、1(2)イ及び2の措置は平成30年4月1日から実施すること。